

令和3年8月12日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之

健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、表題に関しまして厚生労働省健康局健康課他より本会へ事務連絡がございました。

下記概要につきまして、会員の先生方にご案内いただくなど、情報をご活用頂きますよう、よろしくお願いたします。

<概要>

- ・健康増進事業実施者の委託を受けて健診を実施した実施機関は、受診者本人の請求に基づき、健康増進事業実施者を經由せずに健康診査の結果に係るデータを本人に対して開示できるものとし、開示を行う場合の費用については、実施機関が受診者本人から徴収するものとします。
- ・健診の委託者と受託者との間でこれらの覚書を締結することが望ましい（別紙2に覚書の例、ひな形が掲載されています）。

【通知等一覧】

（資料）（本会宛）健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について

（令和3年8月10日厚生労働省健康局健康課他事務連絡）

事務連絡
令和3年8月10日

公益社団法人日本産婦人科医会 御中

厚生労働省医政局
歯科保健課
厚生労働省健康局
健康課
がん・疾病対策課
厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課
厚生労働省子ども家庭局
母子保健課
厚生労働省保険局
保険課
国民健康保険課
高齢者医療課
医療介護連携政策課

健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第242号)(※)が令和2年2月12日に改正され、健康増進事業実施者が健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合においては、当該委託契約の中で、委託先である健康診査の実施機関が健康診査の結果を有している場合には、健康診査の受診者本人の請求に基づき、健康診査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図るよう努めることとされたところです。

今般、健康診査の実施機関による受診者本人への結果の開示に関する委託契約の条項例等を別紙のとおりお示しするとともに、FAQ(別添)を作成しましたので、契約に当たり参考としていただきますようお願いいたします。

(※) 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=78aa6160&dataType=0&pageNo=1

(別紙1) 本人からの請求に基づく情報開示に係る委託契約の条項の例

- ※1 健康増進事業実施者（甲）が、実施機関（乙）に健康診査の業務の全部又は一部について委託する場合を想定。
- ※2 なお、特定健康診査に関しては、別紙2を併せて確認されたい。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第〇条 第●条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健康診査について、乙がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、乙は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(考慮要素)

実施機関から自身の健康診査の結果の提供を受けられることにより、自らの健診結果等情報を確認しやすくなり、生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を推進できる環境が整備される。実施機関から当該情報の提供を受ける場合として具体的には、受診者本人が過去の健康診査の結果を紛失してしまった際に、実施機関に健康診査の結果の開示を請求する場合等が想定される。

他方で、健康増進事業実施者の委託を受けて実施機関が実施した健康診査の結果に係るデータについては、特に定めのない限り、委託元である健康増進事業実施者の保有個人データ（※）となる。したがって、委託先である実施機関が本人からの開示請求に基づき当該データを開示するためには、健康増進事業実施者が実施機関に対し、自らの判断で当該個人データの開示等を行う権限を付与していることが必要であり、上記のような条項を委託契約の中に設けて明記することが望ましい。

なお、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第242号）の「第五 健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項」の3に定めるとおり、健康増進事業実施者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人情報について安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならないことに留意されたい。

また、上記の情報開示請求に係る規定については、健康診査実施後の一定期間は本人からの請求があることが想定されることを踏まえ、必要に応じ健康診査の実施に係る業務委託契約とは別に契約期間等を定めることが望ましい。

※個人情報保護法（平成15年法律第57号）において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する「個人データ」をいう（ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの又は6か月以内に消去することとなるものを除く。）。

(別紙2) 特定健康診査における本人からの請求に基づく情報開示に係る取扱いについて

特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る保険者と健診等実施機関との契約に関しては、被用者保険による各市町村における国保の実施機関との契約（集合契約B）について、厚生労働省HPにおいて「集合契約における標準的な契約書例」を示しているところ。（なお、被用者保険の集団と実施機関の全国団体との契約（集合契約A）においてもこれを準用することとしている。）

これらの契約書例を用いて契約を行っている場合は、本事務連絡の別紙1の考慮要素も踏まえ、契約書例内の、「この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。」の協議に関する条項に基づき、委託元と委託先の間で協議し、①委託先の実施機関が実施した特定健康診査について、実施機関がその結果に係るデータを有している場合には、受診者本人の請求に基づき、当該実施機関が本人に特定健康診査に関するデータを開示することが可能であること、②また、開示を行う場合の費用は、当該実施機関が受診者本人から徴収すること、を確認することが考えられる。

確認にあたっては、委託先の実施機関が、本人からの請求に基づき、直接特定健康診査に関するデータを開示することが可能であることを、委託元と委託先の間で明確にする観点から、厚生労働省HP（※）に示している覚書例を用いて覚書を締結することが望ましい。

（※）<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/dl/info03f-10.docx>

一方、集合契約B及びA以外の、その他の集合契約（市町村国保と地域医師会との契約を含む。）や、市町村国保等各保険者が実施機関と個別に契約する場合については、必ずしも「集合契約における標準的な契約書例」にとらわれる必要はなく、当事者間で自由に定められたい旨をこれまで周知しているところである。

これらの契約の場合は、本事務連絡の別紙1に基づいて、委託契約書に本人からの請求に基づく情報開示に関する事項を記載する対応や、本事務連絡の別紙1の考慮要素も踏まえ、別紙2の覚書例を参考に委託契約書とは別に覚書を締結すること等の対応が考えられる。

受診者本人からの請求に基づく健康診査実施機関による情報開示に係る委託契約について (FAQ)

1. 本事務連絡の「健康診査」とは、どの健診又は検診を指しているのか。

⇒ 本事務連絡は、令和2年に、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号。以下「健診等指針」という。）が改正され、健康増進事業実施者は実施機関との委託契約の中で、健康診査の結果について「受診者本人の請求に基づき、健康診査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図ること」とされたことを踏まえ、当該委託契約の条項例等を示すものである。

当該健康増進事業実施者とは、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条に掲げる者をいうものであり、したがって、本事務連絡における「健康診査」は同条に掲げる各法律に基づき実施される健康診査（※）が対象となる。

（※）具体的には以下の法律に基づき実施される健康診査を想定。

高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校職員共済法、労働安全衛生法、母子保健法、学校保健安全法

なお、健診等指針では、健康増進事業実施者が健診結果等情報の継続のために実施に努めるべき「必要な工夫」の例として直接開示について規定しており、上記の健康診査に係る全ての委託契約に当該条項を盛り込むことを義務づける趣旨ではないため、直接開示を委託契約に定めることの適否や直接開示を可能とする健康診査の範囲は、委託元である健康増進事業実施者と委託先である健康診査の実施機関の間で個別に判断されたい。

2. 健康診査の結果を本人に開示する際の様式を定めているか。

⇒ 様式は定めていないため、各健康診査実施機関の任意の様式で差し支えない。なお、様式を委託契約の中で定めることも可能。

3. 画像データ等の情報は、健康診査実施機関のみが有していて、委託元の健康増進事業実施者は有していない場合があるが、その場合も実施機関は本人の請求に基づき当該情報を開示して良いか。

⇒ 健康診査実施機関と健康増進事業実施者との委託契約の中で、当該画像データ等も含めて開示する権限を健康診査実施機関に付与しているのであれば、開示することは問題ないと考える。

4. 本人確認はどのように行えば良いか。

⇒ 一例として、『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」』に関する Q&A の Q 6-15 を参考にされたい。

(参考) 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A (抄)
Q 6-15 開示等の請求等をする者が本人であることの確認の方法としては、どのようなものがありますか。

開示等の請求等をする者が本人であることの確認の方法としては、次に掲げる例が考えられます。

- 事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印
- 事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの ID とパスワード
- 事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの一定の登録情報（生年月日等）、コールバック
- 事例 4) 送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付

(補足) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（抄）

3-5-6 開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条関係）

(※5) 確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

事例 1) 本人の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マ

イナンバーカード) 表面、旅券 (パスポート)、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例 2) 代理人の場合：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード (マイナンバーカード) 表面、旅券 (パスポート)、在留カード、特別永住者証明、年金手帳等。このほか、代理人については、代理を示す旨の委任状 (親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し)

5. 手数料の額はどのように設定すれば良いか。

⇒ 例えば、健康診査実施機関から受診者本人への健康診査結果の情報開示は、受診者本人の健康の増進に向けた自主的な努力の推進に資することを踏まえ、実費を勘案して合理的と認められる範囲内で設定することが考えられる。